

ガイドブック スポーツ 少年団とは

スポーツ少年団組織と活動のあり方の解説書



公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ協会（JSPO）公式SNSを通じて最新情報をご案内しています。
スポーツ少年団に関する情報発信もしていますので、ぜひご覧ください。



もくじ

■はじめに	2
I.スポーツ少年団の活動	
1. スポーツ少年団の創設とその意義	3
2. これからのスポーツ少年団	6
3. スポーツ少年団の特色	12
4. スポーツ少年団の活動タイプ	12
5. スポーツ少年団の活動分野	13
6. 子どもの発育発達に応じたスポーツ活動	16
7. スポーツ少年団の主な事業	19
II.スポーツ少年団の組織と運営	
1. スポーツ少年団の組織	21
2. スポーツ少年団の登録	23
3. 指導者、役員・スタッフの役割	25
4. リーダーの役割と育成	27
III.育成母集団の役割と活動	
1. 育成母集団とは	30
2. 育成母集団の役割	30
3. 育成母集団のつくり方と運営	31
IV.地域とスポーツ少年団	
1. 地域社会とスポーツ少年団	34
2. 地域に認められるスポーツ少年団活動	34
3. 他の団体との連携	35
V.地域スポーツクラブとしての発展	
1. 単位団の活動、組織における活性化のイメージ	37
2. 総合型地域スポーツクラブとは	39
VI.加入する方のためのQ&A	
1. 団の登録要件	40
2. 新規団の設立	41
3. 登録時の注意事項	42
4. スポーツ少年団の活動	42
○スポーツ少年団の登録状況	43
○日本スポーツ少年団登録認定時交付物品	45
○スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート	46
○単位スポーツ少年団規約の参考例	52
○広報・出版一覧	55
○スポーツ少年団の歌	57
○スポーツにおける暴力行為等相談窓口	58
○「NO! スポハラ」活動	59
○都道府県スポーツ少年団一覧	60

はじめに

日本スポーツ少年団は、昭和 39 (1964) 年の東京オリンピック競技大会の開催決定をきっかけに起こった、「オリンピック青少年運動」の一環として、同大会に先立ち昭和 37 (1962) 年に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設されました。令和 4 (2022) 年には、創設 60 周年を迎え、現在、団数約 2 万 7 千団、団員数約 54 万人を擁する日本で最大の青少年スポーツ団体です。

このことは、ひとえに組織の整備、単位スポーツ少年団結成の促進、活動の充実など、指導者、役員・スタッフを中心とした多くの関係者のたゆまぬご尽力の成果であります。

本書は、スポーツ少年団創設時にスポーツ少年団結成の手引きとして作成して以来改訂を重ね、平成 12 (2000) 年にはそれまで別途作成していた育成母集団研修用テキストと合本した形態で発行し、各種研修会の教材としても利用されてまいりました。

また本書は、平成 18 (2006) 年に、これからスポーツ少年団にかかわる方が理解し易い内容とすることを重視し、大幅に改訂しました。

地域とスポーツ少年団の関係や総合型地域スポーツクラブに関する章も掲載しておりますので、今後のスポーツ少年団の発展のために、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

なお、本書を指導者研修や育成母集団研修などにおけるテキストとしての活用に留まらず、地域の方々にスポーツ少年団を PR する機会にもご利用いただき、スポーツ少年団が多くの方々に、より一層理解されることを願っております。

I スポーツ少年団の活動

1. スポーツ少年団の創設とその意義

昭和 37（1962）年 6 月 23 日、日本スポーツ少年団は、日本体育協会（当時）創立 50 周年の記念事業として創設されました。

その願いは「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」というものでした。

当時は産業の機械化・近代化が急激に進み、これに伴う消費社会では、物質的には豊かな生活が送れるようになった反面、人々のこころやからだに大きな問題が起きてきました。

とりわけ子どもたちへの影響は大きく、からだを動かすことが少なくなったことによる体力の低下や、地域社会の崩壊による子ども集団の消失が進むとともに、少年犯罪の増加・低年齢化といった問題も顕著になり始めていました。

こうしたなか、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、スポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成しようと、スポーツ少年団の結成が全国に呼びかけられました。

創設当時の団数は 22 団、団員数は 753 人という小さな団体でしたが、スポーツ少年団が掲げた「スポーツによる青少年の健全育成」という目的の実現へ向けた動きと、東京オリンピック競技大会（1964 年 10 月）を 2 年後に控え、国民各層のスポーツへの関心の高まりとが相まって、単位スポーツ少年団（以下、「単位団」という。）、団員、指導者が急激に増加していきました。

発育発達期にある子どもたちにとって、スポーツを継続的に行うことは精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できます。

また、将来に向かう子どもたちは、どんな環境にあっても自分を見失わず、力強く生きぬく力を持つことが必要です。

その力を養うための場は、生活と結びついた地域社会の中で、子どもたちの集団による活動であることが理想的です。

このようなスポーツ少年団の存在意義については下記、創設初期の資料からも読み取ることができ、今日まで受け継がれてきました。

【「スポーツ少年団とは!! (1962年)」初期資料復刻(抜粋・一部改編)】

●なぜスポーツ少年団をつくる必要があるのか

人間の知識は限りなく発達してゆきますが、近年の科学の進歩はめざましいものがあります。

このような科学の進歩は、私たちの生活に大きな変化をもたらし、仕事の上でも日常生活の上でも非常に多くの利益を与えてくれました。

しかしその反面に、あまりにも早い物質文明の発達に人間の生活がついてゆけず、大事なことが忘れられてゆく心配があります。

科学が進歩することは大変立派なことであり、ありがたいことでありますが、その代りに私たちの生活の仕方を物質文明の発達と併行して、あるいはそれより前に考えなおし、つくりかえておかないと、せっかくの文明も逆に人間の生活に不幸をもたらすことになりかねません。人間の幸福というものは、心も身体も健康で、人と人が互いに信頼し合い協力し合って、希望に満ちて仕事をしたり、勉強したりするところにありますが、あまりにも急速に物質文明が発達すると、人間は機械に使われ、機械に引き廻されて人間の本性を見失い、健康を損なって知らず知らずの間に不幸に陥ってしまいます。

今後も科学はどんどん進歩するでしょうし、それは喜ばしいことに違いありません。しかしそれに負けないだけの人間の精神生活、道徳生活、健康生活を打ち立て、機械の使用人ではなく機械の主人公としての新しい立場を確立する必要に迫られています。

そして、そのことが一番大切なのは若い人たちです。これから伸びてゆくとする少年たちは、どんな環境にあっても自分を見失なうことなく、力強く豊かに生きてゆく力を持つことが必要でありその力を養う機会が与えられなければなりません。この要求に応じて、少年たち自らその力を養う新しい場を持つこと、これがスポーツ少年団をつくり育てる必要の根本であり、全部であります。

●スポーツ少年団とはどんなものか

毎日至る所でキャッチボールをしたり、泳いだり、キャンプに行ったりする少年たちを見かけるでしょう。それらを、もうすこし組織的に、もう少しし

計画的に、もう少し目的々にしたものをスポーツ少年団と呼びます。すなわち、都道府県や市区町村で同じようなスポーツをする目的をもった少年達でクラブ(団)をつくり、それを登録したものをスポーツ少年団というのです。

●少年であれば誰でもよいか

本来は誰でもよいわけですが、ここでいうスポーツ少年団に当たる年齢は、大体12才から15才までの男女中学生を主な対象に考えています。そしてこれらの少年と一緒に活動できる少年なら、10才、11才の小学生5、6年生や、16才から18才の高等学校生徒等を加えてもかまいません。

●なぜ中学生を主な対象にしたか

12才から15才ぐらいまでの少年は、心身の発達がもっとも旺盛な時期であるため、十分に心身を鍛えておく必要があります。

また、この年代は陶治性も高く感受性の非常に強い年頃ですから、つとめて社会からの影響を考慮し、人生に希望と理想をもった、積極的な社会の建設者に育てることも大切です。

次に大切なことは、12才以上の年齢になりますと、小さい子どもと同じ活動ではあきたらなくなってしまいます。もう少し組織的なスポーツを中心にした活動とそれを行う組織および良い指導者のお世話になる必要があります。このような理由があるのに、現在わが国にはこの年齢層を中心にした社会的な組織活動が行われておりません。そこで中学生を中心にしたスポーツ少年団が考えられたわけです。

●スポーツはどのくらいやるのが適当か

スポーツは、やり方さえ適当なら、やればやるほど効果が多いもので、いい加減にやったのでは大した効果は期待できません。しかし時間ばかり長くかけても、大して意味はありません。それからスポーツ少年団は、身体の強い人も弱い人も加わっているでしょうし、選手の育成が目的でもありません。そこでこれらのことを合わせ考えて、練習の日数や時間を決めることが必要です。1日おきぐらいに練習するのが最も効果が多く、長期休暇中には少し長期にわたって継続して練習するのがよいでしょう。1回の練習時間は、スポーツの種目によって違いますが、たいいていの種目は1時間から2時間熱心にやれば十分です。

この際注意しなければならないことは、あまり熱心に毎日毎日やり過ぎたり、だらだらと3時間も4時間もやったりすると、練習の能率があがらなばかりでなく、団員の父兄からも非難されたり、敬遠されることになりかねないので、時間を決めてそれを固く守るようにしてください。

2. これからのスポーツ少年団

令和4(2022)年6月23日にスポーツ少年団は創設60周年を迎えました。60年をかけ現在のスポーツ少年団組織の基盤が確立されてきましたが、その道のりは決して平坦だったわけではありません。社会情勢が大きく変化する中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化しており、スポーツ少年団の活動にも様々な問題や課題が生じてきました。その都度、スポーツ少年団のあり方の検討を重ね、各関係機関からの意見も踏まえながら組織や活動を変化させてきました。平成21(2009)年6月には日本の青少年スポーツ事情を踏まえた上で、近未来ではなくその先を見据え、「スポーツ少年団の将来像」を策定しました。その中では、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加えるなど(→P.34)、スポーツ少年団が進むべき方向性について示しています。

さらに、令和4(2022)年2月には、スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性をまとめた「スポーツ少年団改革プラン2022」(→P.7)を策定し、現在は各スポーツ少年団との連携を一層緊密に図りつつ、様々な課題の対応に取り組んでいます。

「スポーツ少年団の将来像」全文については、日本スポーツ協会のホームページにてご覧いただけます。



<スポーツ少年団改革プラン2022>

日本スポーツ少年団は、新型コロナウイルスの影響によりスポーツ少年団の登録数が大きく減少したことを受け、令和3(2021)年4月に「スポーツ少年団緊急対策プロジェクト」を設置し、スポーツ少年団の抱える問題や課題を整理し、課題解決に向けた目標や取組のアップデートを行いました。

そして、スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性を「スポーツ少年団改革プラン2022」(「改革プラン2022」)にまとめました。

「改革プラン2022」では、今後のスポーツ少年団の方向性として「スポーツ少年団は、勝利至上主義^{※1}を否定し、スポーツの本質である自発的な運動(遊び)から得られる『楽しさ』を享受できる機会をジュニア・ユース世代^{※2}に提供する」ことを提示し、サブタイトルを「ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供しよう」に設定しています。

タイトル

「スポーツ少年団改革プラン2022」

サブタイトル

ジュニア・ユース世代にスポーツの本質である自発的な運動の楽しさを提供しよう

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性をサブタイトルに反映

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性

(方向性イメージは図1～3参照)

スポーツ少年団は、勝利至上主義^{※1}を否定し、スポーツの本質である自発的な運動(遊び)から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代^{※2}に提供する。

スポーツ少年団の理念

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの遊びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

※1

スポーツは勝敗を競うものでもあり、スポーツにおいて勝利を目指すことは否定されるものではありません。

また、子どもたちが試合に勝つために活動することや、よりうまくやりたいといった活動も含め、競技力向上の取組も否定されるものではありません。しかしながら「勝利至上主義」は、勝つことのみを至上(この上ないもの)として位置づける考え方であり、勝つためには子ども

の発育発達を考慮しない過度な練習を課すことや暴力・暴言等の不適切な指導が容認されるといった様々な弊害をもたらすものです。

【参考】我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために－スポーツ庁長官メッセージ（スポーツ庁）

URL：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/choukan/detail/1406121.htm

※2

「改革プラン 2022」では、「ジュニア・ユース世代」とは、3歳から概ね18歳までの年代と定義しています。

「改革プラン 2022」が意図する、スポーツ少年団の方向性イメージは次の図1～3のとおりです。

■方向性イメージ①：子ども・保護者の多様なスポーツニーズへの対応

スポーツ少年団は、各スポーツ団体の土台として、「スポーツ少年団の理念」をベースに各スポーツ団体を貫く「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化させ、子どもの発育発達に配慮したスポーツ活動を推進します。

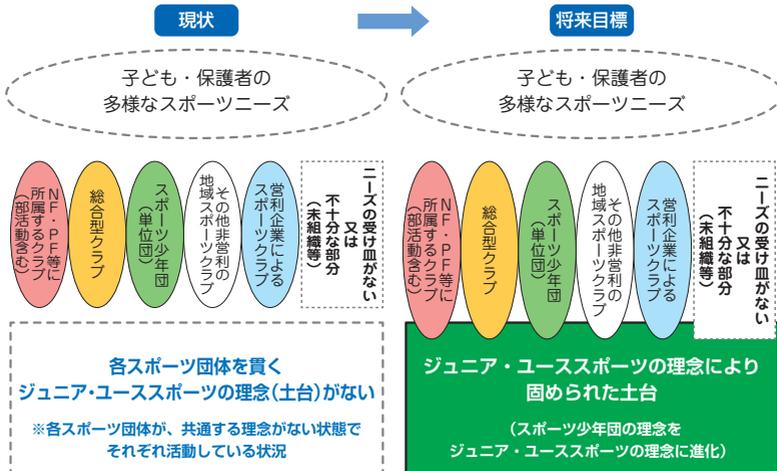
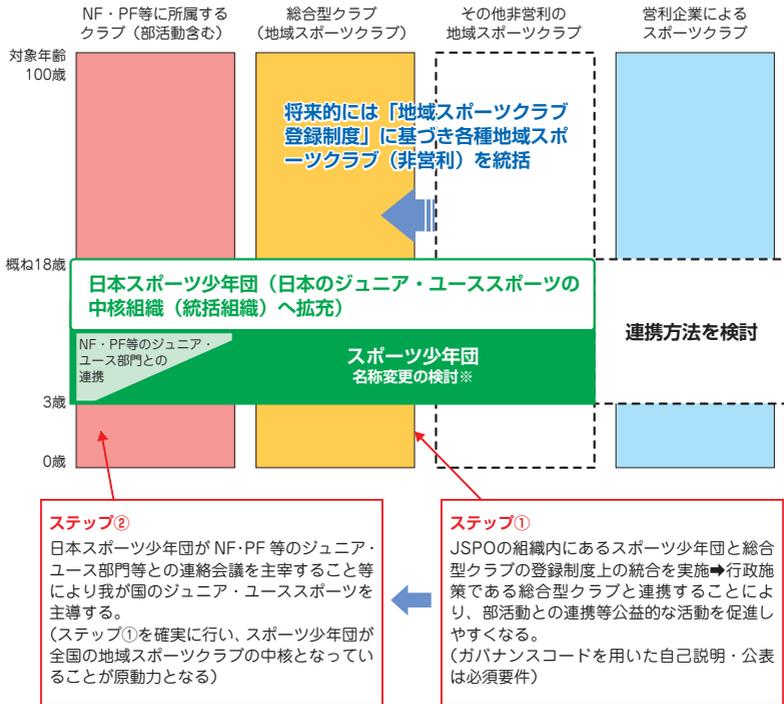


図1 子ども・保護者の多様なスポーツニーズへの対応

■方向性イメージ②:スポーツ団体とスポーツ少年団の立ち位置イメージ

日本スポーツ少年団は、各級スポーツ少年団を基盤として「日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織（統括組織）へ拡充」することを目指し、ステップ①、ステップ②に取り組めます。

また、日本のジュニア・ユーススポーツの中核組織として、各スポーツ団体のジュニア・ユース育成部門等が協力・連携し、子どもの発育発達に配慮したスポーツ活動を実施する体制の構築を図ります。



※「スポーツ少年団」の名称では、従前のスポーツ団体のひとつ（小学生を主な対象とした団体）というイメージから脱却できず、組織横断的な土台としての理解が得られにくい→スポーツ少年団が、従前のスポーツ団体の概念から脱却した存在となるよう、名称変更の必要性

図2 スポーツ団体におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

■方向性イメージ③：国民のスポーツ志向におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

スポーツ少年団は、対象年齢を実質として18歳まで広げるとともに、主要な対象をジュニア・ユーススポーツ初心者層やジュニア・ユーススポーツ愛好者層におき、子どもたちが生涯を通じてスポーツに親しむ「入口」の役割を担います。(子どもたちの自発性に基づく競技力向上のためのスポーツ少年団活動を否定するものではありません)

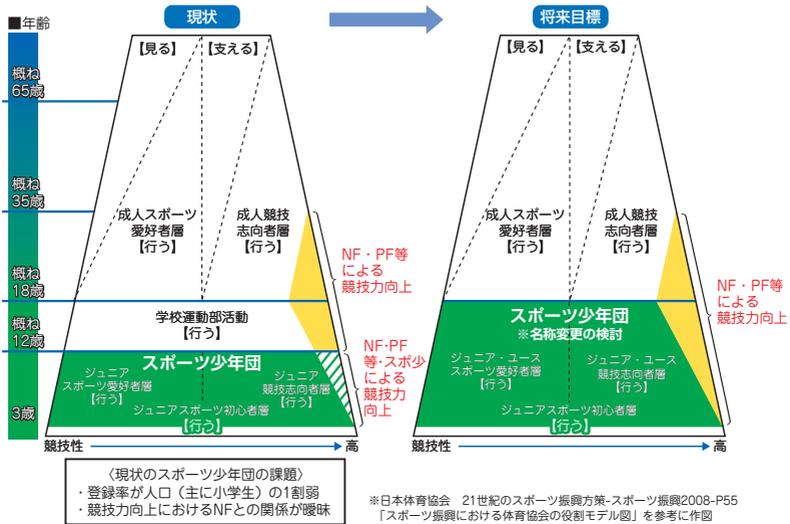


図3 国民のスポーツ志向におけるスポーツ少年団の立ち位置イメージ

■ 「スポーツ少年団改革プラン 2022」の実現に向けた取り組み

日本スポーツ少年団は、「改革プラン 2022」が意図するスポーツ少年団の方向性（図1～3）の実現に向けて、スポーツ少年団の「組織の強み」と「目標（課題の解決方針）」により、改革を進めていきます。

「改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性

スポーツ少年団は、勝利至上主義を否定し、スポーツの本質である自発的な運動（遊び）から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代に提供する。

組織の強み	目標（課題の解決方針）
<ul style="list-style-type: none"> ○我が国最大の青少年スポーツ組織（全国の仲間） ○地域社会において活動（住民主体） ○組織内で指導者を育成（体系的な人材育成） 	<p>A. 信頼される人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域人材の発掘・若手の登用 ②信頼されるジュニア・ユーススポーツ指導者の養成 ③ジュニア・ユーススポーツマネジメント人材の育成 <p>B. 安全かつ最新の情報・知見に基づく活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報・情報提供活動の充実・強化 ②多様なジュニア・ユーススポーツ活動プログラム等の開発・紹介 ③聖域なき事業の見直し <p>C. 「ジュニア・ユーススポーツ」における国内組織の協調・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの中核組織（統括組織）へ拡充 ②「スポーツ少年団の理念」を「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化

スポーツ少年団改革プラン 2022 概要パンフレットは日本スポーツ協会のホームページにてご覧いただけます（→ P.56）。



3. スポーツ少年団の特色

地域における子どもたちの活動では、さまざまな団体が「青少年の健全育成」という同じ目的をもって活動しています。そうした中であって、スポーツ少年団は、子どもが中心となったスポーツを通じた活動が主体となっている点に、その特色があります。

スポーツ少年団とはどんな団体なのかを整理してみると、次の5つの要素があります。

- ①だれが=子どもから大人まで
- ②いつ=自由時間に
- ③どこで=地域社会で
- ④なにを=幅広いスポーツ活動を
- ⑤どのようにして=グループ活動で行っている集団です。

スポーツ少年団の活動は、学校時間や家庭時間を除く自由時間に行い、活動拠点は学校内ではなく、地域社会の中にあります。また、スポーツ活動ばかりではなく、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化・学習活動など幅広く捉えています（→P.13）。こころもからだも大きな成長変化を遂げる時期には、このような多様なプログラムが必要です。そして、このような活動は、異年齢集団の特長を生かしながら、みんなで役割を分担し合い、自主・自立的に行うことが重要です。

4. スポーツ少年団の活動タイプ

スポーツ少年団活動には3つのタイプがあります。

単一種目型	併行種目型	複合種目型
年間を通して野球、サッカー、バレーボール、剣道などひとつの種目を中心に行います。	年間を通して数種目を指導者や会場の都合、季節や性別、年齢別などに分けて行います。	年間を通していろいろな種目を行います。

併行種目型・複合種目型を合わせて**多種目型**と呼びます。

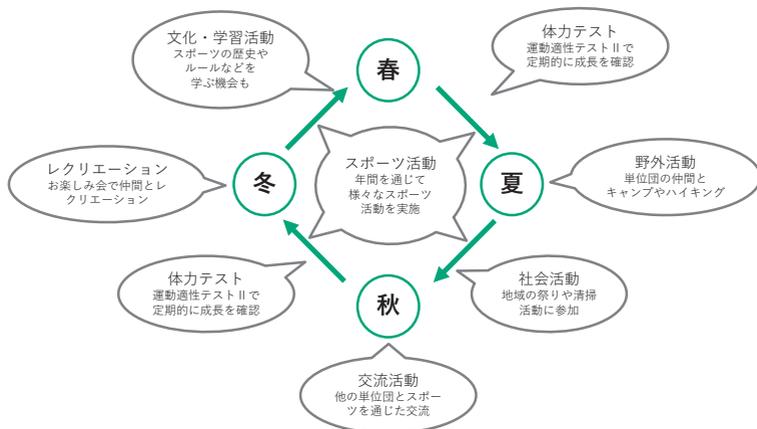
ジュニア期に様々な種目を体験することは、生涯スポーツの基礎を身につけるうえで大切なことです。いずれのタイプでも、幅広い活動が好ましいことには変わりありません。

5. スポーツ少年団の活動分野

スポーツ少年団活動の団員構成の中心が小学生で、こことからだの発育発達が急激に進む年代です。様々な分野における多様な体験、経験からの学びがこことからだの成長につながります。そのため、日本スポーツ少年団では、単位団活動の内容として、主となるスポーツ活動だけでなく、社会活動や文化・学習活動など、幅広い活動を展開することがよりふさわしいと考えています。そこで、スポーツ少年団の活動分野を踏まえた年間活動の例として下図のように示しています。スポーツ少年団活動の目的として、スポーツの生活化だけではなく体力向上、生きる力を養うといった人間形成を大きな柱にしていることから、いずれの分野も欠かすことができない大切なものであることを認識しなければなりません。

したがって単位団の活動は、しっかりした目標に沿って年間、月間の計画が作成され、団員たちが無理なく、また目標を持って活動に参加できるようにすることが求められます。

■年間活動例



<主となるスポーツ活動>

年間の中心となる活動です。しかし、ひとつの種目だけを1年間行うのは、体力や技術面からも良い効果は得られないといわれています。主となる種目と併せて、違ったタイプの種目も体験できるように工夫しましょう。

<野外活動・レクリエーション活動>

キャンプやハイキング、オリエンテーリングなど大自然の中で伸び伸びと過ごすことは、日頃の緊張感の解放に役立つとともに、親子などで参加することによってふれあいも生まれます。

また、お楽しみ会やクリスマス会などの計画は、単位団活動のプログラムを豊かにするとともに、団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団のまとまりを強くすることに役立ちます。



<文化・学習活動>

絵を描く、文章を書く、合唱をする、郷土芸能に触れる、スポーツの歴史やルールの話を聞くなどの活動は、子どもたちに豊かな情操をもたらします。子どもたちがバランスのとれた大人に成長できるよう、こうした活動にも取り組みましょう。



<社会活動>

スポーツ少年団は、地域社会で活動する団体です。地域と積極的にかかわり、団員たちに地域の一員としての自覚を持たせましょう。具体的な活動としては、地域の行事への参加や美化活動、奉仕活動などがあげられます。



<体力テスト（運動適性テストⅡ）>

運動適性テストⅡは、一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どものからだの動きやスポーツ、運動の適性を評価するテストです。動きの「量」に加えて、動きの「質」を評価する観察評価、「今の自分の身体状態を知り、ケガの予防につなげる」ことを目的とするコンディショニングチェックがあります。

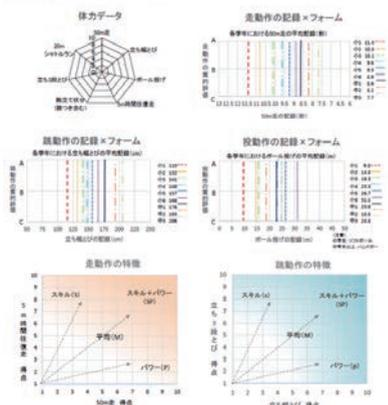
運動適性テストⅡを行うことで、①団員の体力や運動能力の特性を知る、②定期的にテストを行うことによって体力の変化を知る、③団員個人に適した運動プログラムを作成することが可能となります。

日本スポーツ少年団ではすべての単位団の共通活動として、年に2回春と秋に実施することを推奨しており、全国から提供いただいたデータを基に全国統計量、平均値などを公開しています。



入力番号							
測定日	名前	性別	学年	年齢	身長	体重	

記録	50m走		立ち回り及び		ゲーム遊び		50m時間往復走		50m時間往復走	
	秒	cm	秒	cm	秒	cm	秒	cm	秒	cm
得点										
観察評価										



HPでは測定方法動画の紹介や、生年月日、性別、記録を入力すれば自動的に評価が行える集計プログラムを配布しています。

JSPQ 運動適性テストⅡ



<交流活動>

競技種目ごとに行う交流活動と、競技種目に捉われずに行う交流活動があります。

複数の単位団や市区町村で一緒に様々な活動を行うことにより、活動に変化が付き、魅力ある単位団活動を行うことができます。



6. 子どもの発育発達に応じたスポーツ活動

本来、スポーツは身体運動をともなった遊びであるといわれています。遊びは誰からも指示されるものではありませんから、そこには自由な喜びと楽しさがあります。自主的な子どもの遊びの中では、いつの間にかそれぞれの発育発達に応じて子ども自身が身体を動かし、理想的な身体運動が展開されています。そのうえ、その活動は自律的で自由な遊びですから、そこから生まれる喜びや楽しさが新たな感動を呼び起こし、さらには協調性や創造性など、生きる上で基本となる豊かな情操を養うなどの素晴らしい効果を発揮するのです。概して集団遊びの体験が少ない子どもの中には、社会のルールを守る態度が身につかず、社会生活への適応が困難な子どもが多いといわれています。遊びを通してルールを学び、相手を思いやることを養うなどの相互教育作用が生まれ、良き社会人への成長に結びついていくのです。

最近では、幼児期の子どものうち、真っ直ぐに走れない、でんぐり返しができないといった事例が見られるようになりました。これは、昔に比べ外遊びや集団遊びなどをしなくなったため、遊びの中で自然に身につくはずの「走る・投げる・跳ぶ・転がる・滑る」といった基礎的動作が上手にできなくなったことが原因と考えられています。

産業の発達や社会構造の変化などによって、子どもたちを取り巻くスポーツ環境が変化するとともに、食生活や遊びの変化などによって子ども自身のところとからだにも広範な影響が現れてきています。そして、一部では、大人の都合でスポーツの勝敗や結果ばかりを重視し、子ども

たちに過激な動きを求めるようになったことが原因で、スポーツ外傷・障害を起こす事例もあります。

このような弊害をなくし、スポーツ少年団の目的である「スポーツによる青少年の健全育成」のためには、常にこころとからだの発育発達に十分配慮した活動プログラムでなくてはなりません。

<参考資料：発育期のスポーツ活動ガイド>

発育期のスポーツ活動において留意しておくべき事柄を下記冊子にまとめています。



(冊子は、日本スポーツ協会のホームページにてご覧いただけます。)

日本スポーツ少年団では子どものスポーツ活動の基本を次のように考えています。

- ①自主的で、自発的な活動であること。
- ②真剣さ、厳しさは、団員が目指すものであって、指導者や保護者、マスコミ等から強制されるものではないこと。
- ③個人的にも、集団的にも遊びのあふれたものであること。
- ④生涯にわたり続けていくであろう、スポーツの基礎をつくる活動であること。
- ⑤身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。
- ⑥活動地域における社会奉仕的活動が含まれていること。

そのため、単位団活動の目安としては、平日では1日2時間程度、休日・祝日では1日3時間程度まで、1週間に2、3回が無理のない

活動といえるでしょう。日本スポーツ少年団では、運動遊びや伝承遊びを通して、子どもたちが楽しみながら積極的にからだを動かすことで、発達段階に応じた望ましい動きを身につける運動プログラム「アクティブチャイルドプログラム (JSPO-ACP)」を普及しています。

アクティブチャイルドプログラム (JSPO-ACP)
総合サイトには役立つコンテンツが盛りだくさん！！

スマホやPCで学ぶ





デジタルブック

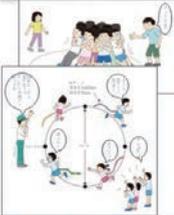


指導法・指導技術



指導法・指導技術、運動遊びなどを紹介！！
日々のスポーツ活動にご活用ください。

運動遊びの紹介



JSPO-ACPとは???

子どもたちが、「楽しみながら」「積極的」にからだを動かすことを意識した運動プログラム

- <対象>
- ✓ 発達段階に適切で身につけていくことが望ましい動きの習得
- ✓ イキの発達にもつながる二つの基礎動となる動きの習得
- <応用先>
- ✓ ウォーミングアップ、アイスブレイクなどで活用

JSPO ACP

URL : <https://www.jspon.sports.jp/Portals/0/aca/index.html>



7. スポーツ少年団の主な事業

<国内交流>

●全国スポーツ少年大会

全国都道府県代表の団員が集合し、スポーツ活動・文化学習活動・野外活動等を行うスポーツ交歓交流大会です。主に中学1年生～高校3年生を対象としています。

●全国競技別交流大会

(実施種目:軟式野球、剣道、バレーボール、サッカー、ホッケー)

小学校高学年代を中心にさまざまな年齢の子どもたちが全国の仲間とスポーツを通して交流を深めるための大会です。試合だけではなく、交歓交流プログラムも実施しています。

●ブロックスポーツ少年大会(各ブロックで開催)

●ブロック競技別交流大会(各ブロックで開催)

ブロックごとでも、スポーツ少年団に所属している子どもたちが種目ごと、または種目を超えて、スポーツを通じて交流する大会を実施しています。



<国際交流>

●日独スポーツ少年団同時交流

日独両国のスポーツ少年団のリーダーが互いに相手国を訪問し、各地でホームステイをするとともに、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約2週間にわたり実施する交流事業です。1974年に第1回の交流を開始し、2023年に50周年を迎えました。

●日独スポーツ少年団指導者交流／日独青少年指導者セミナー(隔年実施)

日独両国のスポーツ少年団の指導者が参加し、スポーツ現場の視察や各国のスポーツ環境に関する情報交換等を行います。組織の運営、団組

織の活性化等に大きな成果を上げている事業です。派遣と受入を年度ごと交互に実施しています。

●日中青少年スポーツ交流

日中両国の青少年スポーツ関係者（青少年および指導者）による継続した相互交流を行っています。両国青少年の健全育成および青少年スポーツ振興、特に少年層スポーツの充実・発展を目的としています。



<リーダー関連事業>

●全国スポーツ少年団リーダー連絡会

各都道府県スポーツ少年団リーダーの相互研修や情報交換を通じて、リーダーの資質向上と各都道府県リーダーのネットワークを充実・強化することを目的として開催しています。

●ブロックリーダー研究大会（各ブロックで開催）

各ブロックにおいても、リーダーの相互研修や情報交換、またブロックごとの大会の開催に向けた検討等を行っています。

<指導者関連事業>

●ジュニアスポーツフォーラム

ジュニアスポーツに関わる指導者及びスポーツ少年団リーダーの資質向上を図るとともに、スポーツ活動に欠かすことのできない安全・安心な環境の整備に資するためのフォーラムを年に1度開催しています。



●アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)都道府県普及促進研修会

アクティブチャイルドプログラム(JSPO-ACP)普及に向けて、理念や活用法を学んだり、指導力の向上を図るための研修会を実施しています。



Ⅱ スポーツ少年団の組織と運営

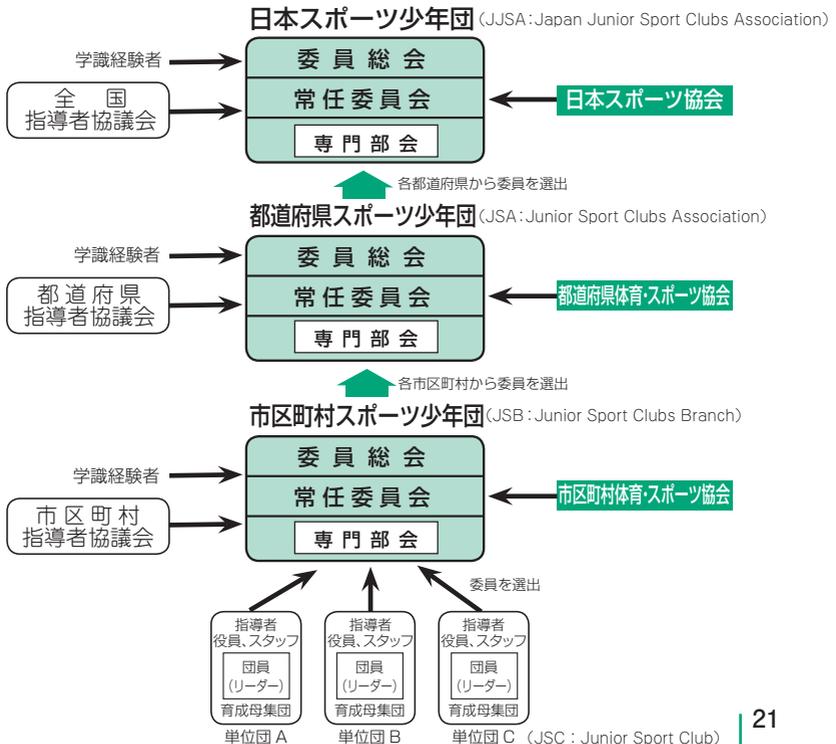
1. スポーツ少年団の組織

＜スポーツ少年団の組織＞

スポーツ少年団は、単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や専門部会を設け、直接的・間接的に単位団、団員、指導者、役員・スタッフおよび育成母集団を支援しており、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置しています。

また、スポーツを総合的に統轄する団体である体育・スポーツ協会や教育委員会等の地方行政機関とも連携して、青少年の健全育成に努めています。

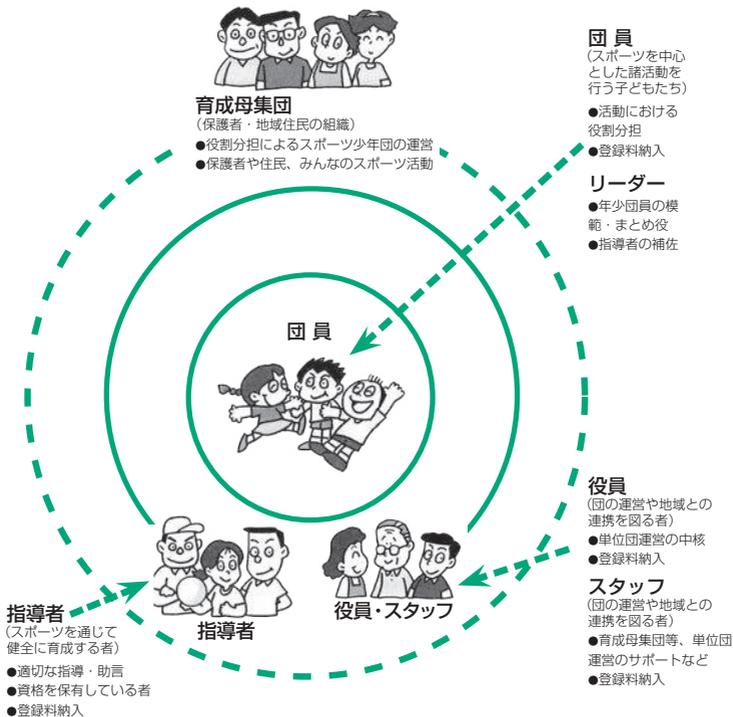
■スポーツ少年団の組織図



<単位団>

単位団は、自主的に参加した子どもたちと、単位団活動をより良くするために補助的な役割を果たすリーダー、適切な指導・助言で子どもたちの能力を引き出し、より良い社会人へと導くことができる指導者や役員・スタッフ、地域の中で財政面、活動面、人材面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団などの協力者（→P.30）が重要なメンバーとなり、はじめて組織として確立されるのです（規約の参考例→P.52）。

■単位団の組織



<市区町村スポーツ少年団>

地域の登録単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の団員や指導者等の登録をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、

新規団の登録や団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団の資質向上をはかる研修、国際交流活動への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

<都道府県スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村スポーツ少年団役員を中心に、都道府県体育・スポーツ協会役員や学識経験者などで運営されています。

市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー・指導者・育成母集団の育成や研修、ブロック大会・全国大会・国際交流への団員・リーダー・指導者・役員・スタッフの派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

<日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)の内部組織となっています。

(主な主催行事は P.19 参照)

2. スポーツ少年団の登録

<スポーツ少年団の登録>

スポーツ少年団はメンバーシップ制をとっていて、単位団は年度ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が可能です。登録要件は次のページのとおりです。市区町村スポーツ少年団に登録した単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録されます。

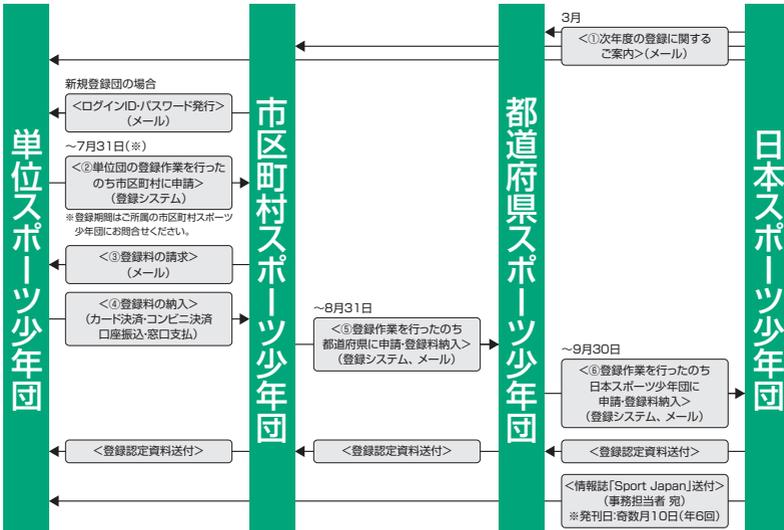
単位団の登録は、毎年4月から7月の間にスポーツ少年団登録システムを用いて、所属する市区町村スポーツ少年団に申請・登録します。最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、各都道府県スポーツ少年団へお問合せください(→P.60)。

登録した単位団には登録認定資料が交付されます(→P.45)。

- 団員登録の要件**：登録する年の4月1日現在満3歳以上
- 指導者登録の要件**：登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者資格（※1）保有者（登録前年度に養成講習会を修了した者も含む）
- ※1 次の資格を含む
- ・日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格
 - ・日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格
- 単位団登録の要件**：
- ・原則として団員10名以上と指導者が2名以上必要
 - ・指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者（→P.26）」が2名以上必要（※2）
- ※2 **新規登録単位団は、初年度に限り**「スポーツ少年団の理念を学んだ者」2名は必置しなくともよいが、当該年度内に少なくとも2名が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として、指導者登録ができる資格（JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団））の養成講習会の受講を修了することが必要

※上記登録要件は令和6（2024）年度登録に関するものです。登録年度により要件が異なる場合があるため、HP等から最新の登録要件をご確認の上、ご登録ください。

■スポーツ少年団登録の流れ



3. 指導者、役員・スタッフの役割

子どもたちのスポーツ活動には、適切な指導や助言が必要です。しかし、一人ですべての運営や指導を行うのには限界があるため、指導者、役員・スタッフは役割を分担し、団の運営に携わることが重要となります。また、以下の点に留意する必要があります。

- ① 自発的にスポーツを選んでくれた子どもたちに対する指導者、役員・スタッフとしての責任を果たす必要があることを認識しましょう。
- ② 子どもの発育発達には個人差があることや外見的な成長の様子と内面的な成熟の度合は必ずしも同じではないことを十分に理解しましょう。
- ③ 発育発達期のスポーツ活動は、生涯スポーツの基礎づくりの活動であることを常に認識しましょう。
- ④ それぞれの発育発達段階に応じ、機能的・生理的・心理的な面を考慮した活動の質・量を常に考え、無理な活動は避けましょう。
- ⑤ 一人ひとりに運動やスポーツの楽しさを十分体得させましょう。
- ⑥ 単一のスポーツ活動のみに限らないようにしましょう。
- ⑦ 指導内容に十分な工夫と豊かなアイデアを持ちましょう。
- ⑧ 管理することだけに集中せず、子どもたちの自主的・自発的活動を促し支えましょう。
- ⑨ スポーツ活動において、暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の反倫理的行為を根絶しましょう(→ P.59)。
- ⑩ 指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と科学的根拠を持った指導を心がけましょう。
- ⑪ 安全で効果的な指導を行うために、単に指導者の資格を取得するだけではなく、常にスポーツの楽しさを伝えられる指導者として学び続けましょう。
- ⑫ 勝利だけにこだわらず、活動の過程を大事にしましょう。
- ⑬ 仲間意識と思いやりを育てましょう。
- ⑭ 学校・家庭・地域社会などとの連携を深めましょう。

NO!
スポハラ

スポーツ・ハラスメント
(暴力・暴言・ハラスメント等)に、
みんなが『NO!』と言う社会を目指して

<指導者資格について>

スポーツ少年団に指導者として登録するには、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者資格（※）の保有が必要です。この資格は、登録・更新制の資格であり、適切なスポーツ指導が実施できることを証明するものです。

※次の資格を含む

- ・日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格
- ・日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格

なお、単位団登録にあたって、登録する指導者のうち、2名以上が「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」である必要があります。

[スポーツ少年団の理念を学んだ対象となる者]

- (1)令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員または認定員の資格を保有していた者
- (2)JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
※2024年4月1日から「公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）」に資格名称が変更となります。
- (3)令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続きスポーツ少年団に登録を行っていた者
- (4)令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団に登録を行っている者

▼日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者制度の

詳細については以下のURLをご参照ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid63.html>)



・スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会（各都道府県で開催）

※2023年3月31日まで「スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」として実施。

ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活動する方を対象として、資格取得のための講習会を実施しています。



なお、この資格を取得すると、スポーツ少年団登録において「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録することが可能です。

▼ JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問い合わせください（→ P.60）。

・ **スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター養成講習会**

スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の講師として、受講者の学びを支援することのできる「スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター」を養成するための講習会です。

▼ スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクターの詳細については以下の URL をご参照ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1313.html>



4. リーダーの役割と育成

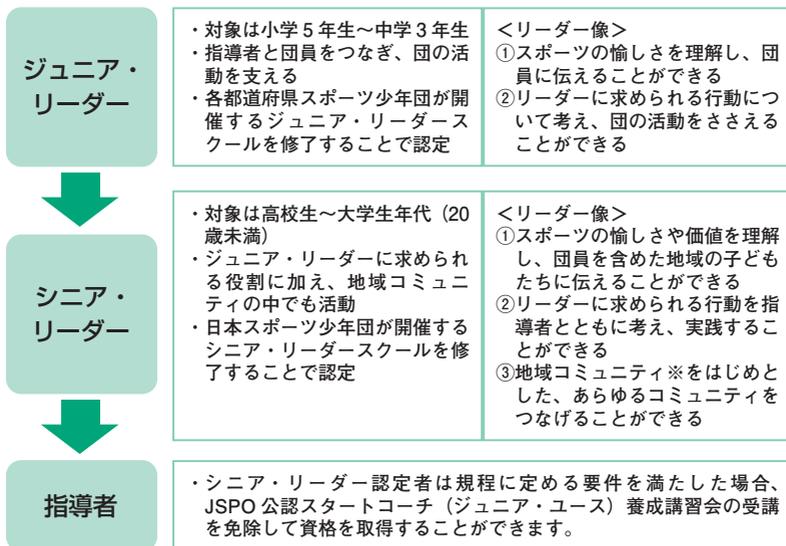
スポーツ少年団では、将来の指導者となるべく人材並びにスポーツ少年団および地域における青少年のリーダーを育成しています。リーダーは自身がスポーツの価値を享受し、さらには指導者と協力して、スポーツを楽しむことができる環境を創造していく役割を担います。また、リーダー活動を通じて身につけた能力を活用し、単位団での活動に留まらず、学校生活や地域活動の場にも活動範囲を拡大し働きかけをしていこうとする役割も担います。リーダーは、指導者と団員をはじめとする周囲をつなぎ、場合によっては指導者以上の効果を発揮することもあります。このように、リーダーの役割はスポーツ少年団では重要なもので、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」としても確立されています。

現状では、小学校の卒業を機に単位団活動をやめてしまう団員が多い状況ですが、中・高校生が単位団活動を継続するとともに、リーダー活動への参加を通じ、するスポーツだけでなく、みる・ささえるといったスポーツの多様性・多面性に積極的に触れることでスポーツの楽しさや価値を理解することは大変重要です。

そのためにも、中・高校生がスポーツ少年団活動に継続して参加できるように、役割を設けたり、単位団等の運営に携わらせるなどの体制を整

えることが重要となります。

<リーダー資格の種類と仕組み>



※ここにおける「コミュニティ」とは、人同士のつながり等の社会的な諸関係のことをいう

・ジュニア・リーダースクール（各都道府県で開催）

小学5年生～中学3年生を対象としています。都道府県ごとにスポーツやレクリエーション活動を含んだプログラムを実施し、「人とふれあう力」「考え方を深める力」「活動を営む力」を育てています。

開催日程についてはご所属の都道府県スポーツ少年団へお問合せください（→P.60）

▼ジュニア・リーダースクールの詳細については以下をご参照ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid952.html>



・シニア・リーダースクール

ジュニア・リーダー資格保有者を中心とした高校1年生～19歳を対象に、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的に実施しています。例年8月に行う3泊4日の宿泊研修では、テーマディスカッションや小学生を対象にしたスポーツ指導の実践を行い、リーダーの資質向上を図っています。

▼シニア・リーダースクールの詳細については以下をご参照ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid953.html>)



<リーダー会>

リーダーを育てるためには、単位団での指導者の補助的な活動の他に、リーダーが、地域や市区町村の規模で集まり、リーダー自身の資質の向上を図ったり、情報交換を行ったりするなど、活動を深めることも大切です。都道府県の規模でリーダー会を組織していることも多くあります。※その他リーダー関連事業として「全国スポーツ少年団リーダー連絡会」・「日独スポーツ少年団同時交流」・「全国スポーツ少年大会」を実施しています。(→ P.19, 20)

Ⅲ 育成母集団の役割と活動

1. 育成母集団とは

育成母集団という名称は、日本スポーツ少年団が独自に使用している名称で、単位団活動を支える“母体となる集団”という意味です。スポーツ少年団は、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる地域クラブを目指して活動する団体として、子どもたちだけではなく、大人も含めた地域集団の形成を目標としています。

育成母集団は、スポーツ少年団を支える一員として子どもたちを支援するばかりでなく、地域社会への普及活動の役割も果たしています。

2. 育成母集団の役割

<スポーツ少年団に対する支援、協力>

①財政面での支援

- (例)・単位団で共通に使用する用具や器材の購入支援
- ・各種行事開催に必要な財政支援
 - ・保険加入への支援

②活動面での支援

- (例)・活動場所の確保の支援
- ・複数のスポーツ活動実施への支援
 - ・キャンプなど野外活動の引率や生活指導の協力
 - ・各種交流活動（国内・国際）への派遣や受入事業への支援
 - ・栄養、生活習慣など日常生活への配慮
 - ・発育発達に応じた適正なスポーツ活動への配慮
 - ・事故やケガ等に対する応急処置などの学習
 - ・単位団活動活性化のための会議開催とプログラムの提供

③人材面での支援

- (例)・自己研修のための講習や研修の開催、派遣
- ・各種情報の収集
 - ・指導者やリーダーの人材発掘、養成・研修会への派遣支援

<地域社会への普及活動>

① スポーツ少年団活動の周知・普及

(例)・町内会、PTA、子ども会など各種団体への理解を広める活動

- ・学校や公民館、各種施設への理解を広める活動
- ・地域内で理解を広めるための研修、講習会の企画や開催
- ・総合型地域スポーツクラブへの発展

② スポーツ少年団への加入促進

(例)・未加入の子どもへ加入の働きかけ

- ・ポスター、チラシ配布や HP、SNS などを活用した広報活動



<育成母集団自身の活動の充実>

(例)・育成母集団でのスポーツ、文化活動の企画・実施

- ・育成母集団の親睦を深める交流の企画・実施
- ・単位団と合同のスポーツ・レクリエーション大会の企画・実施

3. 育成母集団のつくり方と運営

育成母集団のつくり方や運営方法は、基本的にはPTAなどの組織と同じです。

どのような組織でも、最初は組織の目的や目指すところ（ミッション）を明らかにするところからはじめます。育成母集団の目的を関係者で共通認識できるようにしましょう。

その後、規約（会則）の参考例（→P.52）にあるように権限や構成（誰を会員の対象者とするか）、会議の開催や決議のしかた、また記録の残し方などを文章にして、公平で平等の原則をお互いに確認し、組織運営のルールを定めていくことが必要です。

このような規約（会則）は、日常的には常識で運営できることですが、年次総会等の機会に会員相互で確認しておくことが大切です。

- ① 会員は、団員の保護者、スポーツや青少年活動に理解のある方、町内

Ⅲ

会や商店会などスポンサー的な理解者、元団員の保護者などの経験者などで構成すると良いでしょう。

② 役員の名称や役割分担は分かりやすく記し、人数も無理のない範囲で設定します。組織が拡大した際には規約（会則）を改正して、適切な役割をつくると良いでしょう。

③ 会費は、活動の内容や規模で決まります。一人いくらという決め方が一般的ですが、ファミリー会員の会費や賛助会員の会費など、かかわり方により会費を設定する方法もあります。いずれにしても、無理のない額で運営することが大切です。

会費は、会計係を複数人で担当し、適切に処理しましょう。

④ 目的と活動計画は、単位団への支援活動と育成母集団自身の活動とに分けます。合同ですすめる活動も確認しておくとう良いでしょう。

そして、活動計画を無理なくすすめるための話し合いの場を自由に公平な関係のもとで持てるようにしましょう。

⑤ 単位団や指導者とは、相互に調整や協力をし合うことが大切です。学校行事や地域行事などと調整をしながら、団の活動を計画しましょう。

⑥ 仕事の関係で休日の活動に参加できない保護者への配慮も欠かさず、お互いに協力していきましょう。

⑦ 会員がメンバーとなることに誇りと喜びをもてるような運営を心がけ、共通の理解をもてるような研修会や交流・親睦の機会をつくりましょう。また、SNSでの発信や会報等の発行で常に予定や状況報告をすることも活動の中に入れましょう。

⑧ 賛助会員や協力団体等は、青少年活動やスポーツ団体への理解があり、かつ品位のある団体を選びましょう。

⑨他の単位団の育成母集団との話し合いや交流の機会をつくり、お互いのよいところを学び合いましょう。

すでに、市区町村レベルにおいて「育成母集団連絡協議会」を結成し、より積極的な活動を展開しているところもあります。

ここまで育成母集団について説明してきましたが、所属する団員の属性や地域、環境の違いによって育成母集団の在り方は様々です。各単位団での実状に即して子どもたちの活動を支える体制を無理なく整えていくことが大切です。

関係する方々で話し合いながら、子どもたちの活動を支援していきましょう。

Ⅳ 地域とスポーツ少年団

平成 21 (2009) 年に策定された「スポーツ少年団の将来像」において、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」が加えられました。スポーツ少年団は、活動拠点を学校ではなく地域社会に置く、地域の青少年のための団体です。そのため、地域とスポーツ少年団は、そこに住む人々の生活と密接な関係にあるのです。

1. 地域社会とスポーツ少年団

ある一定区域に住む人々が温かいこころの触れ合いを通じて、豊かで生きがい満ちた生活を送ることができる場が地域社会です。それは住民一人ひとりが互いを尊重し合い、協力し合って築き上げていく社会といえます。地域社会と同様、スポーツ少年団の活動においても、団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団相互の交流を通して助け合うこころを育むことや地域住民との連帯感の醸成が期待されています。

また、特に現代社会においては、地域社会の中でだれもが参加しやすい居場所づくりをすることや、スポーツ・文化活動などを通して地域と家庭の支えあいの関係をつくることで子育てを支援していくシステムが求められており、スポーツ少年団もその仲間の一員という考えを持ち活動していくことも重要です。

しかし、最近では子どもが自由に遊べる空き地や生活道路、スポーツ施設が減少しており、地域環境の整備・充実は大きな課題となっています。スポーツ少年団を発展的・継続的に展開していくためには、「みんなでまちを良くしよう」、スポーツ少年団を「地域でつくる」という姿勢で活動することが望まれます。

2. 地域に認められるスポーツ少年団活動

スポーツ少年団活動は、団員構成の中心が小学生のため、その範囲は小学校区程度の日常生活圏となっています。スポーツ少年団はおのずと地域社会と密接にかかわり、ときには連携・協力し、ときには支援をいただくこともあります。したがって、活動は地域に根ざし、地域から認められ、すべての子どもたちに門戸が開かれているものでなくてはなり

ません。

具体的には、地域のお祭りや運動会、美化活動などに、積極的に参加・協力することでスポーツ少年団の目的や活動を地域の人々に理解してもらうことが大切です。そして、地域クラブとしての活動を展開する中で、スポーツを通じたネットワークを広げ、地域間の交流を活性化させましょう。

地域社会とのかかわりは、団員の成長にも大きな影響をもたらします。それは、子どもたちが自分も家族とともに地域社会の一員だということを知り、社会性を学ぶ機会となるはずです。

スポーツ少年団が積極的に地域と連携・協力する中で住民への理解が広がれば、地域社会の認知度や支援の輪も、おのずと広がってくることでしょう。新しい団員の加入促進をはじめ団体としての社会的信頼も深まり、スポーツ少年団の発展につながります。



3. 他の団体との連携

地域の中には、町内会や自治会、青少年団体、NPO法人など、多くのグループや団体が活動しています。子どもからお年寄りまで、その構成員も多種多様です。地域社会を活動のベースとしているスポーツ少年団にとって、これらの組織や団体との連携は重要なことです。特に、同じ青少年を構成員としている団体は、その最終目的が「こころとからだの健全育成」にあることから、協調し合えることが多くあるはずです。

また、令和4（2022）年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」に基づき、同年6月6日には「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が出され、段階的な取組がスタートしています。

こうした背景もあることから、スポーツ少年団が町内会や自治会、多くの青少年団体と連携をすることは、活動場所の確保や活動経費の削減、指導者不足の解消などの問題解決につながり、行政のバックアップも得やすくなるでしょう。



他団体との交流がなかなか持てないスポーツ少年団は、交流のきっかけとして、主催する行事や活動、例えば、運動会や正月・クリスマスの催しなどに他団体の方々を招待するのも一つの方法です。

また、地域の催しや他団体の行事とスポーツ少年団活動が重なり、参加する子どもたちを取り合うようなことは、絶対避けなければなりません。事前に関係者で調整するとともに、主役は子どもたちなのだとすることを念頭に置きたいものです。

V 地域スポーツクラブとしての発展

今後、少子化や中学校部活動の地域連携等の動向をふまえた生涯スポーツ社会の実現にあたり、地域で活動するスポーツ団体の役割はますます重要となっていきます。特に、ジュニア・ユーススポーツの基盤を整備・充実させるためには、地域で活動するスポーツクラブの一つである各单位団の活動や組織の活性化を図ることが必要となります。

ここでは、スポーツ少年団の活動、組織における活性化のイメージと地域で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）についてご紹介します。

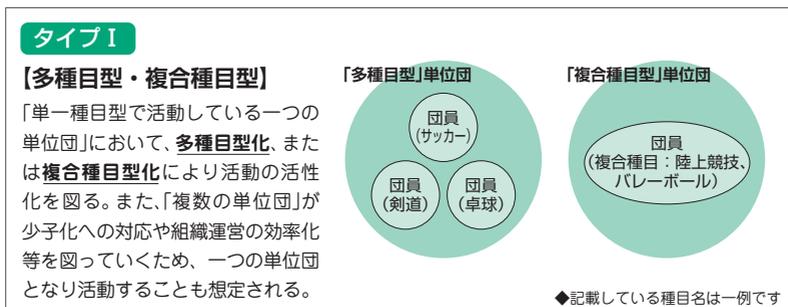
1. 単位団の活動、組織における活性化のイメージ

単位団の活動、組織における活性化のイメージをタイプ分けすると、次のタイプⅠ～Ⅳの4つに大別することができるものと考えます。

これらⅠからⅣのタイプは固定的ではなく、単位団や既存の地域スポーツ団体の置かれた状況や取組の経過により、変化するものです。また実際には、中学校部活動や地域の様々な団体を巻き込んで、子どもたちのニーズに応えられる体制を地域ごとに構築する必要があります。

<タイプⅠ「多種目型・複合種目型」>

単一種目型から多種目型、複合種目型への変化です。



<タイプⅡ「多世代型」>

リーダーや役員・スタッフ、保護者等のスポーツ参加による多世代型

への変化です。

タイプⅡ

【多世代型】

「一つの単位団として」、または「複数の単位団が統合して」、シニア・ジュニアリーダーや役員・スタッフ、保護者等のスポーツ参加により、団員年齢の範囲を広げ（多世代型化）、活動や組織の活性化を図る。



◆記載している種目名は一例です

<タイプⅢ「連携型」>

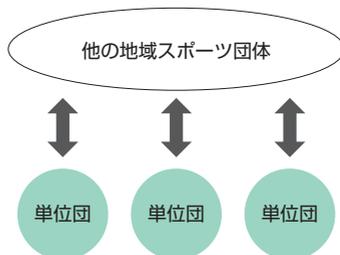
既存の地域スポーツ団体との連携です。

タイプⅢ

【連携型】

「一つの単位団」、または「複数の単位団」が、総合型クラブ等の**既存の他の地域スポーツ団体と連携**することで、活動の活性化を図る。

例：単位団の団員募集を地域スポーツ団体が代行、イベントを共同で実施 等



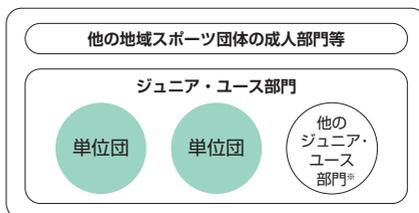
<タイプⅣ「統合型」>

既存の地域スポーツ団体との組織化です。このイメージの一つとして総合型クラブが考えられます。

タイプⅣ

【統合型】

「一つの単位団が」、または「複数の単位団が統合して」、**既存の他の地域スポーツ団体と統合した上で、ジュニア部門として位置**することで、活動や組織の活性化を図る。



※既存の団体のジュニア・ユース部門（チーム・教室・サークル等）が少年団に登録

2. 総合型地域スポーツクラブとは

総合型クラブとは、地域の人々に年齢、興味関心、技術技能などに応じたさまざまなスポーツ機会を提供する、「多世代」「多種目」「多志向」という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

日本スポーツ協会（JSPO）では、総合型クラブ育成の基本理念である「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を念頭に置き、総合型クラブの育成・支援に向けた各種取組を行っています。平成9（1997）年度から平成13（2001）年度まで実施したスポーツ少年団を核としたクラブ育成モデル地区事業やスポーツ振興くじ助成事業等を通じて、これまで数多くの総合型クラブの創設や、自立に向けた各種支援を行ってきました。

また、令和4（2022）年4月1日から、総合型クラブがより公益性の高い「社会的な仕組み」として、永続的に充実した活動を行えるよう、総合型クラブ登録・認証制度の運営を開始し、令和5（2023）年度は登録クラブとして1,045クラブを認定しました。

子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方々が自らの興味・関心に沿って楽しく活動し、交流の輪を広げ深めています。

▼総合型クラブの詳細については以下をご参照ください。

(<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid67.html>)



VI 加入する方のためのQ&A

1. 団の登録要件

Q1 スポーツ少年団は何歳から何歳まで登録できますか。

A 登録する年の4月1日現在満3歳以上から加入でき、年齢の上限はありません。もちろん、中学生や高校生、大人も登録できます。

Q2 スポーツ少年団として活動するための条件は何ですか。

A スポーツ少年団の理念に賛同し、10名以上の団員と2名以上の理念を学んだ指導者（→P.26）をスポーツ少年団登録システムを通じて登録することです。

Q3 スポーツ少年団への登録料はかかりますか。

A ご所属の市区町村スポーツ少年団が定める登録料を納入いただきます。以下はそのうち日本スポーツ少年団へ納入いただく金額となります。

【登録料（1名/年間）】団員：300円 指導者、役員・スタッフ：700円

Q4 スポーツ少年団に指導者として登録するために資格は必要ですか。

A JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している必要があります。該当の資格詳細はP.26をご確認ください。

Q5 現在指導者の資格を持っていません。スポーツ少年団に「指導者」として登録するために資格の取得を検討していますが、どの資格を取得したらよいですか。

A 「JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）」資格の取得を推奨します。本資格を取得することで、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録することができます。

取得に必要な養成講習会は各都道府県スポーツ少年団にて実施しています。詳細についてはご所属の都道府県スポーツ少年団にご確認ください（→P.60）。

▼その他JSPO公認スポーツ指導者資格はこちら

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>



Q6 役員・スタッフとして登録した人も指導者と一緒にスポーツの指導に携わることはできますか。

A 役員・スタッフは一切指導に関わることはできません。スポーツの指導に携わる場合は必ず「指導者」としてご登録ください。

2. 新規団の設立

Q1 スポーツ少年団の登録はどのように行うのですか。

A スポーツ少年団登録システムから行っていただきます。新規で単位団を設立される場合は、ご所属予定の市区町村スポーツ少年団へお問合せの上、アカウントの発行を依頼してください。

Q2 単位団の新規設立にあたって準備する物品はありますか。

A 単位団旗をご購入いただきます。新規の単位団に限り、1,100円（1セット）にてご購入いただく事が可能です。ご購入に際しましてはご所属の市区町村スポーツ少年団へお問い合わせください。

Q3 単位団の新規設立にあたってどのようなルールを決める必要がありますか。

A 役員の構成や、会計処理のルールが挙げられます。単位スポーツ少年団規約例を参考に、規約の策定を推奨します。策定にあたっては、「スポーツ団体ガバナンスコード」の「セルフチェックシート」も併せてご確認ください（→P.46）。

Q4 スポーツ少年団で加入できる保険制度はありますか。

A 公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険があります。この保険は4名以上のグループ保険で、全員の加入をお勧めしています。

※上記保険は加入を義務付けているものではありません。加入にあたっては各単位団にてよくご検討の上、各自加入のお手続きをお願いいたします。

3. 登録時の注意事項

Q1 複数の市区町村から団員を集めています。登録する市区町村はどこでもいいのでしょうか？

A 主に活動する地域にてご登録ください。

Q2 複数の種目で活動したいです。複数単位団に登録をしても良いですか。

A 複数単位団に登録いただくことも可能です。※登録料は所属単位団ごとにかかります。

Q3 年度の途中で単位団を設立したり、登録者の追加や移籍をしたりすることはできますか？

A 単位団の設立や登録者の追加や移籍は原則各年度の4月1日～7月31日の期間中のみとなっています。

4. スポーツ少年団の活動

Q1 スポーツ少年団にはどのような特徴がありますか

A スポーツ少年団は地域社会の中で活動し、スポーツを主体としながらも他にも多様な活動をしています。全国規模、地域ごとで行っている、様々なスポーツ少年団の団員が集まる国内・国際事業に参加し、種目や年齢、地域、国を超えた交流ができることも特徴の一つです。
(→ P.19)

また、スポーツ少年団の指導者は必ずJSPO公認資格を保有しているため安全に活動することができます。

Q2 運動適性テストⅡとは何ですか

A 日本スポーツ少年団が定期的な実施を推奨している体力テストです。詳しくはP.15をご参照ください。

スポーツ少年団の登録状況

いま、スポーツ少年団に入ってスポーツをしている仲間たち。北は北海道から南は沖縄県まで、全国に約2万7千もの単位団、そして、そこで活動する仲間は約54万人もいます。

単位団活動の場や設備、指導者などの人的条件と地域特性から、多様な種目を行う単位団が生まれました(60種以上)。

全国のスポーツ少年団員は 様々なスポーツを行っています(令和5(2023)年12月18日時点)



軟式野球

団数 5,782
団員数 107,905



サッカー

団数 3,344
団員数 90,440



バレーボール

団数 3,053
団員数 45,299



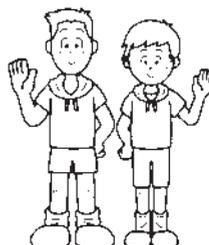
バスケットボール

団数 2,885
団員数 68,349



剣道

団数 2,274
団員数 34,761



複合種目

団数 1,651
団員数 53,311



空 手 道

団 数 1,630
団員数 29,070



ソフトボール

団 数 811
団員数 12,124



柔 道

団 数 878
団員数 13,796



バドミントン

団 数 690
団員数 14,432

その他の種目(令和5(2023)年12月18日時点)

種 目	全 体		種 目	全 体	
	団 数	団員数		団 数	団員数
ソフトテニス	473	10,340	スポーツチャンバラ	13	133
少林寺拳法	472	5,514	フェンシング	10	133
卓球	396	6,007	ゴルフ	10	101
陸上競技	394	13,861	銃剣道	10	93
その他	197	3,600	ソフトバレーボール	7	104
競泳	162	4,243	カヌー	7	93
野球(硬式)	111	2,522	ボクシング	7	80
ドッチボール	106	1,824	アーチェリー	6	109
アルペンスキー	100	1,417	フィギュアスケート	6	108
テニス	99	1,992	セーリング	6	48
ラグビーフットボール	84	3,163	フットベースボール	5	63
ハンドボール	81	2,556	飛込み	5	54
器械体操	66	1,647	カーリング	4	105
合気道	64	1,073	野外活動	4	70
ホッケー	61	1,341	スノーボード	4	52
レスリング	57	773	太鼓	4	49
スピードスケート	56	800	エアロビック	3	49
ミニバレーボール	48	731	ティールボール	3	49
新体操	44	1,115	水球	3	68
なぎなた	43	717	ゲートボール	3	37
トランポリン	35	848	ローイング	2	40
相撲	28	246	ローラースケート	1	17
馬術	27	414	ビーチボール	1	16
アイスホッケー	23	535	フリースタイル	1	14
リーダー会等	22	207	山岳	1	13
弓道	21	461	綱引	1	13
バトントワリング	20	424	トライアスロン	1	11
日本拳法	17	282	武術太極拳	1	10
ボウリング	17	252	ショートトラックスケート	1	6
ノルディック	17	195	合 計	26,469	540,325

日本スポーツ少年団登録認定時交付物品

日本スポーツ少年団に登録すると、都道府県もしくは市区町村スポーツ少年団から次の物品が交付されます。これらは、単位団や団員、指導者、役員・スタッフの証となるもので、スポーツ少年団における活動や仲間たちのシンボルです。

●団認定証

新規登録団に対して交付されます。

●認定リボン

毎年登録団に対して交付されます。

●スポーツ少年団旗

単位団はスポーツ少年団旗を保持しなくてはなりません。新規登録団は市区町村スポーツ少年団に申請し、保持して下さい。



●団員章

毎年登録団員1人につき1枚が交付されます。



●役員・スタッフ登録証

毎年単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団の登録役員・スタッフに対し1人1枚交付されます。

●指導者章

毎年登録指導者1人につき1枚が交付されます。



スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート

スポーツ団体ガバナンスコード（以下、「ガバナンスコード」という。）は、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範として、令和元年度にスポーツ庁が策定したものです。スポーツ団体に対し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進することとしています。ガバナンスコードは、中央競技団体向け（NF向け）と一般スポーツ団体向けの2種類があり、スポーツ少年団は一般スポーツ団体向けが適用されます。

では、具体的にどのように遵守し公表すればよいのでしょうか。スポーツ庁がセルフチェックシートというものを用意していますので、そのシートに基づき、「自己説明と公表」を行うこととなります。ここでは、ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の6つの原則に対する遵守状況を「自己説明・公表」する際に用いるセルフチェックシートの記入例を参考までにお示しします。（公表の方法についてはP.51をご覧ください。）

セルフチェックシートという名称のとおり、このシートに記入した内容はどこかの団体が内容を評価するという性格のものではなく、公表することが前提となっていますので、強いて言えば広く社会から評価されるということになります。

なお、ガバナンスコードの各原則全てに対応できていない場合もあると思います。対応できていない場合は、「対応に向けた今後の取組の見通し（対応可能な目標時期）」等を示すことが望まれます。つまり、「できないことを無理やりやる」ためのものではなく、今すぐにはできなくても「なぜできないのかを明確にし、どのようにしたらいつ頃対応できそうかを自ら考える」ためのものと捉える必要があります。

また、この記入例に付随する単位団の規約（会則）例をP.52からP.54にかけて記載していますので、併せてご参照ください。

ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の全文とセルフチェックシートのデータは以下のスポーツ庁HPからご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm



【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

【団体名：】
【記載日：】

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

対応状況欄にA、B、Cいずれかを記入
「C」の場合は、「対応できていない理由」と「どうすればいつ頃対応できそうか」等を記入

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>※任意団体の場合は記入不要</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人の場合……「特定非営利活動法人促進法」を遵守している。 ○一般社団法人の場合……「一般社団法人に関する法律」を遵守している。 	A、B、Cいずれかを記入(以下同様)
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(1)、(2)は単位団の運営にあたって「規約」などのルールを明文化し、そのルールに沿って運営しているかを確認しましょう。そのルールが関係者の誰でも確認できるとともに、話し合いをもとにルールを変更することができること、多数決の原理で物事を決定していることも重要な観点となります。</p> <p>※法人格を有する団体の場合は記入不要</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○規約を定めている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・団体としての権利義務関係を明確化するため、規約を定め次のとおりそれを遵守している。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多数決の原理で物事を決定している。 ✓ 団体の構成員の変更があつたとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させることができる。 ✓ 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 ○規約（規程等）を定めていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所属する団員が10名程度であることから、現時点では団体としての規約を定めず、必要に応じて役員が協議し物事を決定しているが、今後、団体の役員間で協議し、令和〇年度に、団体としての権利義務関係を明確化するための規約を整備する。当該規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。 	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(3)は単位団の活動にあたって遵守が必要な法令等のルールにどのようなものがあるかを明らかにした上で、そのルールに沿って活動できているかを確認しましょう。例で示したように公共施設の利用規約、学校施設を使用する際のルールなど、身近なところでも適用されるものが存在していると思われます。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を用いて大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。 	

項目	対応状況
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則1(4)は単位団の役員として、団長、副団長、指導者、会計、監事などの役職と役割や、育成母集団の構成員の関わりを明確にし、それぞれが役割分担しつつ、単位団が運営できているか確認しましょう。団の運営に必要な会議体の役割と頻度等を定めて、定期的に活動状況を共有することが重要です。</p>	
<p><例> <input type="radio"/> 体制を整備している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告等を行っている。 ・ 会報等を発行し、定期的に団体の運営状況を団体の構成員に報告している。 <input type="radio"/> 体制が整備されていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では団体としての規約が整備されていないため、令和〇年度までに策定のうえ、役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告を行うこととする。 </p>	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則2(1)は単位団の運営、活動にあたって大切にしていること(理念、目標)や大枠の活動予定を役員などの関係者で話し合っで決め、単位団に關係するすべての方々にも共有されているか確認しましょう。スポーツ少年団の「理念」「団員綱領」「指導者綱領」に則って活動することも基本方針の一つと言えます。</p>	
<p><例> <input type="radio"/> 策定している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体として目指すべき基本方針(ミッション、ビジョン)を策定し、団体のホームページや市報の団体紹介ページで公表している。 <input type="radio"/> 策定していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では策定できていないが、令和〇年度までに策定し公表する。なお、策定にあたっては、団体の構成員を広く参画させる。 </p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則3(1)は単位団内で役員や育成母集団の構成員に対し、暴力行為等の不適切な行動に対する研修を行ったり、市区町村・都道府県スポーツ少年団が開催する研修会に役員や育成母集団の構成員を派遣したりしているか確認しましょう。</p>	
<p><例> <input type="radio"/> 実施している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回、役員、スタッフを対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。 ・ 役員、スタッフは、年に1回、都道府県(市区町村)が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。 <input type="radio"/> 実施していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、役員、スタッフを対象とした研修会を開催する。 </p>	

項目	対応状況
<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>【考え方】原則3(2)は単位団内で指導者に対し、暴力行為等の不適切な行動に対する研修を行ったり、市区町村・都道府県スポーツ少年団が開催する研修会に指導者を派遣したりしているか確認しましょう。</p>	
<p><例> ○実施している場合 ・年に1回、指導者を対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。 ・指導者は、年に1回、都道府県（市区町村）が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。 ○実施していない場合 ・現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、指導者を対象とした研修会を開催する。</p>	
<p>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
<p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>【考え方】原則4(1)は単位団内でお金を扱うルールを定めて、そのルールに沿って処理されているか確認しましょう。ルールでは、誰がどのような方法で入金して記録していくか、誰が確認するかなどを定めておくことが重要です。</p>	
<p><例> ○団体の規約に会計処理に関する定めがある場合 ・団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定め、そのとおり処理している。 ○団体の規約に会計処理に関する定めがない、または規約（規程等）を定めていない場合 ・現時点では団体の規約に会計処理に関する定めがないため（団体としての規約が整備されていないため）、令和〇年度末までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</p>	
<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>【考え方】原則4(2)は単位団が市区町村等からの補助金、交付金等を受けている場合にその補助金等に関する条例や要綱、ガイドライン等のルールに沿って適正に使用しているか、申請、報告ができていますか確認しましょう。</p>	
<p><例> ・市区町村から補助金を受ける際は、市区町村が定める当該補助金に関する実施要項等を遵守している。 ※公的助成を受けていない場合は、「現時点では公的助成を受けていないが、今後受給する場合は、助成団体が定める実施要項等を遵守する」旨を記入すること等も考えられる。</p>	

項目	対応状況
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考案方】原則 4(3)は単位団内でお金を扱う者を定めて、ミスを少なくするために複数の者で役割分担しているか確認しましょう。不正を防ぐ体制等として、年度毎に監査を行うことも重要です。</p>	
<p><例> ○体制を整備している場合 ・団体の規約に基づき、監事による監査を行うとともに、定時育成母集団総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。 ○体制が整備されていない場合、または規約（規程等）を定めていない場合 ・現時点では団体の規約に監査体制に関する定めがないため（団体としての規約が整備されていないため）、令和〇年度末までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考案方】原則 5(1)は単位団の活動や基本方針、会計処理に関する情報を関係する組織・団体や関係者に対して情報を公開、共有できているか確認しましょう。例えば、団のホームページに掲載したり、年1回の総会で資料を配布して説明したり、会報に掲載して配布したりと様々な方法が考えられます。</p>	
<p><例> ○実施している場合 ・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、役員体制や会計処理に関する情報を掲載している。 ○実施していない場合 ・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民が団体の役員体制や会計処理に関する情報を閲覧できるような広報活動を行う。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考案方】原則 5(2)は単位団において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、このセルフチェックシートなどを用いて、関係する組織・団体や関係者に対して情報を公開、共有できているか確認しましょう。例えば、団のホームページに掲載したり、年1回の総会で資料を配布して説明したり、会報に掲載して配布したりと様々な方法が考えられます。</p>	
<p><例> ○実施している場合 ・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシートの記入内容）を公開している。 ○実施していない場合 ・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民に対する広報活動を行い、当該活動においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシートの記入内容）を公開する。</p>	

項目	対応状況
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)	
原則■について	
▲(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p>【考え方】原則6は単位団において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、一般スポーツ団体向けの内容だけでなく、NF向けの内容で遵守すべきものがある場合は、記載することとなります。自主的に高いガバナンスを確保したいと考える単位団はチャレンジしてみるのもよいかもしれません。</p> <p>原則6は、プロスポーツ団体等、社会的影響が大きいスポーツ団体を対象として想定しているもので、現状、遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定がある場合は記述する。</p>	

遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定の番号・内容を記入

セルフチェックシート等を用いたガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明は、定期的(年1回程度)に作成し、以下の方法などで公表することが望まれます。広く公表することが難しい場合には、ステークホルダー(団員をはじめとした関係者等)へ説明できる方法で対応することも考えられます。

- ・単位団のホームページに掲載
- ・市区町村スポーツ少年団のホームページに所属の単位団をまとめて掲載
- ・単位団が発行する会報に掲載し関係者に配布
- ・単位団の定時総会などの関係者が出席する会議で資料を提示し説明 など

※上記の他、日本スポーツ振興センターが運営する「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用して公表することも可能です。

日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



単位スポーツ少年団規約の参考例

第1章 総 則

- 第1条（目的）** 本規約は、〇〇〇〇スポーツ少年団（以下「本団」といいます。）の運営に関する基本的な事項を定めるものです。
- 第2条（事務所）** 本団の事務所は〇〇〇〇内に置きます。
- 第3条（目的）** 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とします。
- 第4条（活動）** 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。
- (1) 各種スポーツ活動
 - (2) 体力テスト
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 文化学習活動
 - (5) 他団体との交歓交流活動
 - (6) 奉仕活動
 - (7) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団 員

- 第5条（構成）** 原則、〇〇【市・区・町・村】内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができます。
- 第6条（申込み）** 本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。
- 第7条（有効期間）** 本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日（3月31日まで）までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。
- 第8条（団の登録）** 本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として〇〇【市・区・町・村】スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。又、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

第3章 育成母集団

- 第9条（権限）** 育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。
- 第10条（構成）** 育成母集団は、第11条に定める育成者をもって組織されます。
- 第11条（育成者）**
1. 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
 2. 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
 3. 保護者以外の者（過去に保護者であった者を含む）は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。
- 第12条（育成母集団総会の開催）**
1. 当団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。

2. 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
3. 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

第13条（決議要件） 育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

第14条（議事録）

1. 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
2. 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

第4章 役員

第15条（役員） 本団には、次の役員を置きます。

団長 1名 副団長 若干名（各学年より1名）
指導者 若干名 会計 2名 監事 2名

第16条（選任） 前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

第17条（任期）

1. 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
2. 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

第18条（権限）

1. 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
2. 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
4. 会計は、本団の会計を担当します。
5. 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

第5章 会計

第19条（会計） 本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。会費については、別に定めます。

第20条（会費） 会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には

以下の費用が含まれます。

スポーツ少年団登録料○円【東京都新宿区の場合 500 円】

公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料 ○円

第 21 条（会計年度） 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わります。

第 22 条（事業報告、計算書類の承認）

1. 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
2. 監事は、前項に定める事業報告および計算書類について、事前に確認の上、意見を述べるすることができます。

第 6 章 その他

第 23 条（個人情報の取扱と利用目的）

1. 本団の活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
2. 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。
 - ・スポーツ少年団登録手続き
 - ・スポーツ少年団関係の事業への参加申込
 - ・その他必要な場合（個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとします）

第 24 条（所属団体の規定の適用） 本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、○○【都道府県】スポーツ少年団、○○【市区町村】スポーツ少年団および日本○○○○【競技の国内統括団体】（以下総称して「所属団体」といいます。）の諸規定が適用されます。本年の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

第 25 条（規約の改正および解散）

1. 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
2. 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

附則 1. 本規約は、○年○月○日より施行します。

広報・出版 一覧

● スポーツ少年団事業概要動画

・ 組織概要編

スポーツ少年団の活動の様子や登録の方法、地域との連携などスポーツ少年団に関する基本情報をまとめた動画です。



・ リーダー養成編

スポーツ少年団で養成しているジュニア・リーダー、シニア・リーダーの活動内容やリーダーになる方法など、リーダー養成に関する基本情報をまとめた動画です。

● ガイドブック「スポーツ少年団とは」

スポーツ少年団の組織や活動のあり方、地域スポーツクラブへの発展など、スポーツ少年団に関する情報を幅広く掲載しています（本誌）。



● PRリーフレット「スポーツは一生のトモダチ」

スポーツ少年団活動を広く一般社会に紹介し、未加入青少年ならびにその保護者を対象にスポーツ少年団の普及を図り、スポーツ少年団への加入を促進するためのリーフレット。



● 広報活動ガイド

「自分たちのスポーツ少年団を知ってもらい、どんどん参加してもらうためには何を、どのようにしたらいいのか」など、活動状況の発信や団員募集など、スポーツ少年団の広報活動について解説。



● スポーツ少年団育成報告書

日本スポーツ少年団が実施した各種活動をまとめた年鑑。



- 「スポーツ少年団改革プラン 2022」パンフレット
スポーツ少年団が「日本のジュニア・ユース世代のスポーツを担う組織」として進むべき方向性をまとめた「スポーツ少年団改革プラン 2022」の概要版パンフレット。



- ジュニア・リーダーのためのテキストブック
単位団において団員の模範となって活動する団員（リーダー）の養成を目的とした教材。



- リーダー育成マニュアル
市区町村、都道府県それぞれの段階での活動の場を確保し、「どのようにリーダーを育てていくか」をテーマにした関係指導者のためのリーダー養成の手引書。



- 日本スポーツ協会情報誌「Sport Japan」
本誌は年間6回発行し、スポーツ指導者、スポーツ少年団、総合型クラブなどのスポーツ関係者の皆様に有益で身近でタイムリーな情報を掲載。

※単位団事務担当者宛に各号2部ずつ送付しています。

※定期購読等のお申込みについては、QRコードからご確認ください。



※2023年11月10日発行号

本書で紹介されている日本スポーツ少年団活動の詳細や、指導者・リーダー規程などスポーツ少年団に関する情報がご覧いただけます。

日本スポーツ少年団ホームページアドレス <https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>

日本スポーツ少年団

検索



スポーツ少年団の歌

若いぼくら

岩田景代 作詞
松本民之助 作曲

♩ = 120 あふれる力で

mf

そらのあおさがほくにある

mf

それはわかさのシンボルだきほ

うをむねに

いこんで

のびるぼくらはにほんのこ

そうだそうだそうだ

ポーツしょうねんだん

1. 空の青さがほくにある
それは若さのシンボルだ
希望を胸にすいこんで
伸びるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

2. 山の青さがほくにある
それはファイトのシンボルだ
茂るいばらをふみこえて
駆けるぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

3. 海の青さがほくにある
それは力のシンボルだ
寄せる波濤をのりこえて
進むぼくらは日本の子
そうだそうだそうだ
そうだスポーツ少年団

みどりの朝風

太田克美 作詞
明元京静 作曲

Marciale

mf

みどりみどりのあさーかぜにきぼうのはたが

なっているわれらはスポーツしょうねんだんに

おうけんこうあこがれたーかー

くーわかいちからを

さあたたえーよーうわかいこころを

さあーたえーよーう

1. みどりみどりの朝風に
希望の団旗がなっている
われらはスポーツ少年団
におう健康あこがれ高く
若い力をさあたたえよう
若い心をさあたたえよう

2. さやかさやかな青空に
平和の鳩が舞っている
われらはスポーツ少年団
水に大地に意気はつらつと
若い力をさあそだてよう
若い心をさあそだてよう

3. 元気元気な歌声で
世界の友が呼んでいる
われらはスポーツ少年団
燃えるファイトに花咲く技に
若い力をさあきたえよう
若い心をさあきたえよう

※音源はホームページにあります（「みどりの朝風」2番まで）



スポーツにおける暴力行為等相談窓口

日本スポーツ協会（JSPO）では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。

当窓口では、専門相談員（弁護士）に無料で直接相談ができます。

なお、当窓口で取り扱う内容は、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による JSPO 倫理規程にて定める遵守事項違反行為等に限られます。

当窓口において取り扱える範囲外の相談内容の場合は、別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要（取扱範囲や利用方法等）は、JSPO ホームページにてご確認ください。



<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>

利用方法

家族・知人・所属チーム役員・スタッフはもちろんのこと、対象行為によって被害を受けた本人やチームメイト等子どもからの相談も受け付けています。

① WEB

相談フォーム

24 時間随時受付



② 電話

03-6910-5827

毎週火・木曜日 13:00～17:00
(年末年始・祝日を除く)



「NO！スポハラ」活動



昨今、スポーツの現場において、暴力、暴言、各種ハラスメント等の不適切行為が大きな社会問題として取り上げられています。こうした不適切行為の根絶を目的として、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の6団体が主催となり、2023年4月25日から「NO！スポハラ」活動を開始しました。

10年前に「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択してからこれまでのあいだ、特に指導者に対して不適切行為を予防するための取組を行ってきましたが、不適切行為を根絶するためには、指導者へのアプローチだけではなく、子ども・大人に関わらず、誰もが「NO！スポハラ」と声を上げやすい環境を作る必要があると考えています。

スポーツに関わるすべての人が、「スポハラ」はあってはならないもの、だめなものという価値観を持ってもらうため、主催6団体はスポハラについて関心を持ってもらうために必要な情報発信やイベントを実施しています。また、情報発信の一環として、「NO！スポハラ」活動特設サイトを開設し、スポハラについて関心を持ってもらうための情報を公開しているほか、誰でも使用いただけるポスターデータやロゴデータを展開しています。「NO！スポハラ」活動の周知のため、少年団関係者の皆様もぜひご活用ください。

「NO！スポハラ」活動特設サイト▶



ガイドブック「スポーツ少年団とは」

令和6(2024)年1月26日発行

発行／公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

TEL：03-6910-5814

スポーツ少年団組織外の方が、本誌内容を転載される場合は、あらかじめ連絡のうえ了解を得てください。また、各種最新の情報はHPをご確認ください。

■都道府県スポーツ少年団一覧

(R.6.04現在)

都道府県名	〒	住 所	TEL
北海道	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	011-820-1706
青森県	039-3505	青森市大字宮田字高瀬22-2 新青森県総合運動公園内	017-764-6675
岩手県	020-0133	盛岡市青山4丁目13番30号 岩手県体育協会会館	019-648-0400
宮城県	981-0122	宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内	022-349-9655
秋田県	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	018-866-3916
山形県	990-2412	山形市松山2-11-30 公益財団法人山形県スポーツ協会内	023-625-5750
福島県	960-8043	福島市中町8番2号 福島県自治会館6階	024-524-3833
茨城県	310-0911	水戸市見和1丁目356番地の2 茨城県水戸生涯学習センター分館	029-303-7222
栃木県	321-0152	宇都宮市西川田4-1-1 栃木県総合運動公園 第2陸上競技場内	028-680-7771
群馬県	371-0047	前橋市関根町800 ALSOKぐんま総合スポーツセンター内	027-234-5555
埼玉県	362-0031	上尾市東町3丁目1679番地 スポーツ総合センター内	048-779-5895
千葉県	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内	043-254-0023
東京都	160-0013	新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10階	03-6804-8121
神奈川県	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	045-311-0653
山梨県	400-0836	甲府市小瀬町840 小瀬スポーツ公園管理事務所内	055-243-8588
長野県	380-0872	長野市南長野聖徳545-1 長野県スポーツ会館	026-235-3483
新潟県	950-0933	新潟市中央区清五郎67番地12 デンカビッグスワンスタジアム内	025-287-8600
富山県	939-8252	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター内	076-461-7138
石川県	920-0355	金沢市稚日野町北222番地 いしかわ総合スポーツセンター	076-268-3100
福井県	918-8027	福井市福町3-20 福井県営体育館内	0776-34-2719
静岡県	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1 静岡県スポーツ協会会館	054-265-6464
愛知県	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館内	052-264-1010
三重県	510-0261	鈴鹿市御園町1669番地 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	059-372-3880
岐阜県	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
滋賀県	520-0807	大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター 4階	077-526-5522
京都府	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内	075-692-3455
大阪府	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 エディオンアリーナ大阪(大阪府立体育会館)内	06-6643-5234
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手4-16-3 兵庫県民会館6F	078-332-2344
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-22-5791
和歌山県	640-8262	和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1	073-431-1080
鳥取県	680-8570	鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県議会棟別館内	0857-26-8724
島根県	690-0015	松江市内中原町10丁目4-2 県立水泳プール内	0852-60-5053
岡山県	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 ジップアリーナ岡山 岡山県広域スポーツセンター内	086-256-7101
広島県	730-0011	広島市中区基町4番1号 広島県立総合体育館内	082-221-4600
山口県	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館	083-933-4697
香川県	760-0004	高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館4階	087-833-1580
徳島県	772-0017	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 鳴門・大塚スポーツパーク内	088-684-3660
愛媛県	790-0843	松山市道後町2丁目9番14号 愛媛県県民文化会館別館内	089-911-1199
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番52号 県庁西庁舎1階	088-873-6263
福岡県	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092-629-3535
佐賀県	849-0923	佐賀市日の出二丁目1-11 佐賀県スポーツ会館	0952-30-7716
長崎県	852-8118	長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内	095-845-2083
熊本県	861-8012	熊本市東区平山町2776 熊本県民総合運動公園陸上競技場 熊本県スポーツ協会	096-388-1581
大分県	870-0908	大分市青葉町1番地 大洲総合運動公園 スポーツ交流館内	097-504-0888
宮崎県	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県総合運動公園内	0985-58-5633
鹿児島県	890-0062	鹿児島市与次郎一丁目4番20号 鹿児島県体協会館	099-255-0146
沖縄県	900-0026	那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	098-857-0017

スポーツ // 文化活動 // ボランティア

小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険[®]



団体活動のための総合補償

#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団
#放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室
#部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア



スポあんネット

インターネットで
かんたん加入

保険の詳細い内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。



[引受幹事保険会社]
東京海上日動火災保険株式会社

[共同引受保険会社 (2024年4月予定)]
あいおいニッセイ同和 / 共栄火災 / 損保ジャパン / 大同火災 /
東京海上日動 / 日新火災 / 三井住友海上 / AIG損保

 公益財団法人スポーツ安全協会

<https://www.sportsanzen.org>

はしる、とぶ、あらう、その先へ。

未来を担う子ども
スポーツは大きな貢献
からだを動かすたのしさは、
他者との関わりやルールへの
達成のよろこびは努力の
わたしたちは、スポーツに親しむ
担い手になっていくまでの
スポーツに親しめる社会の

たちの健全な育成に、
ができると信じています。
健康なからだを作り、
学びは、社会性を育み、
大切さを教えてくれます。
子どもたちが未来を創る
道のりを支え、あらゆる世代が
実現を目指しています。

スポーツと、望む未来へ。



JSPO
Japan Sport Association

OFFICIAL PARTNERS

asics

Otsuka 大塚製薬

Mizuno

三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

LOTTE

セレスポ

ニチバン

日本文化出版

図書印刷

時事通信

the SUPER SPORTS
K&E GROUP

JP HOLDINGS 日本郵政

OFFICIAL SUPPLIERS

JAL

CARAVAN
キャラバンジャパン

DESCENTE

日本体育施設

PR TIMES

西鉄旅行

MIKASA

東武トップツアーズ

JTB

sanwa

KEM
京都電子工業

Photo Create